

練馬区学校事故詳細調査委員会設置要綱

令和 2 年 1 月 6 日

1 練教教指第3383号

(設置)

第 1 条 練馬区立小学校および中学校（以下「学校」という。）に在籍する児童生徒等に関わる重大事態が発生した際、詳細な調査を行うとともに、同種の案件の再発防止策を講じるため、練馬区学校事故詳細調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(重大事態)

第 2 条 練馬区における重大事態とは、つぎのいずれかに該当するときとする。

(1) 児童生徒等の自殺または自殺の疑いがあると認めるとき。

(2) 児童生徒等の死亡または後遺症発生があると認めるとき。

(3) いじめにより児童生徒等の心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(4) いじめにより児童生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(5) その他、教育委員会が相当であると認めるとき。

(所掌事項)

第 3 条 委員会は、教育委員会から依頼を受け、重大事態に関わる全容解明、当該事案への対処および同種の事案の再発防止を目的として調査を行う。

(組織)

第 4 条 委員会は、発生した重大事態ごとに設置し、教育委員会が委嘱するつぎに掲げる者によって構成する。

(1) 学識経験者 1 人

(2) 医師 1 人

(3) 弁護士 1 人

(4) 心理に識見を有する者 1 人

(5) 福祉に識見を有する者 1 人

2 前項に掲げる者のほか、教育委員会は、特に必要と認める者を委員として委嘱することができる。

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は 2 年を超えない範囲において別に定めるものとし、再任を妨げないものとする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員会による調査が行われている期間に委員の任期が満了となった場合は、委員会より教育委員会へ調査報告がされるまで任期を延長する。

(委員長)

第 6 条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の中から互選により選任する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。
(委員の服務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会議)

第8条 会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

4 会議は、非公開とする。

(教育委員会への報告)

第9条 委員会は、調査の状況および結果について、教育委員会へ報告する。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、教育委員会事務局教育振興部教育指導課に置く。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

付 則

1 この要綱は、令和2年1月6日から施行する。

2 この要綱の施行の日以後、最初に委嘱される委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、令和2年3月31日までとする。

付 則

1 この要綱は、令和3年3月23日から施行する。ただし、改正後の練馬区学校事故詳細調査委員会設置要綱（以下「新要綱」という。）第4条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

2 新要綱第5条の規定は、令和3年4月1日以後に委嘱する委員の任期について適用し、同日前に委嘱した委員の任期については、なお従前の例による。

付 則

1 この要綱は、令和4年 月 1日から施行する。